

世界の視点で情報を発信する総合誌

2017 May

KōRON 5

MONTHLY

発行・株式会社財界通信社 平成 2017 年 5 月 1 日発行
毎月 1 回 1 日発行 第 50 巻 5 号
昭和 47 年 11 月 10 日第三種郵便物認可

リレー対談 小池 一夫氏 氏 VS 逢坂 剛氏 氏

(漫画原作者) (作家)

マンガ戦国時代に「劇画」・「漫画」から生まれた「コミック」
時代劇の息を絶やすな! 作家たちよ、目指すのは世界制覇

存在感増すJパワー、対日戦略を加速させる現地企業

知られざるタイの「電力先進国化」戦略

日本のIT企業の数歩前行く

巨人・グーグルの驚愕の環境対策

「本社入口にエレベーターは無用」とバッサリ

“鴻海流”で復活挑むシャープの胸突き八丁

月刊公論



長尾和宏 (ながお かずひろ) 医療法人社団裕和会理事長、長尾クリニック院長

1984年 東京医科大学卒業、大阪大学第二内科入局、1991年 医学博士(大阪大学)授与、1995年 兵庫県尼崎市で長尾クリニックを開業、現在に至る。

在宅・救急・救急車を呼ぶ

にとって一番大切な最期の時間が一瞬にして「事件」へと変わる。実際在宅医、救急、警察の横の連携はほとんど無い。救急隊は病院の方しか見ていない。三者の連携が無いまま在宅医療や地域包括ケアが推進されている。

「救急車を呼ぶな」と申し上げてきている。呼ぶ意味を考えてから呼ぶ。そして最悪「警察沙汰」になることも承知した上で呼んで欲しい。在宅看取りと決めたらイヤという時には「待った」方がよい場合が圧倒的に多い。

警察の連携ということ

医学博士 長尾 和宏

大往生の医師が警察沙汰に

先日、ちょっとした「事件」があった。在宅で診ていた90歳代の老衰の患者さんの呼吸状態がおかしいとの電話をご家族から受けたのは21時。ちょうど医師会の会議が終わるところだった。いつものように「じゃあ今から行くから30分ほど待っていてね」と返答し、車で向かう途中に再び電話が鳴った。「近くの親戚が来て心配して救急車を呼び、今は病院へ向かう車内にいる」とのことだった。「ええ？救急車？」と嫌な予感がした。果たして救急車の中で呼吸が停止したため救命救急士による蘇生処置が行われ、病院の救急医に引き継がれたという。しかし残念ながら蘇生処置に反応せず死亡が確認された。いわゆる「死亡到着」ケースであり、結果的に「看取り搬送」となってしまったのだ。さて「事件」はそこからである。

亡と警察沙汰になったダブルショックで、夫と同じ90歳代の奥さんは気絶したという。私にも午前3時に病院の医師から電話連絡が入った。なんと「私はこの患者さんを24時間以内に診ていないので死亡診断書を書けない。かかりつけ医の長尾先生に病院の霊安室に往診して死体検案書を書いて欲しい」とのことだった。「霊安室に往診？貴方が書くものですよ」。そう何度も確認したが「書けない」の一点ばりだった。

書を書ける。在宅看取りの現場では看取りに立ち会ったことは稀で大半は呼吸停止後に診て書いている。家に行って診れば死亡診断書を書けるのが医師法20条だ。何を診るのか。ひとは死亡確認で、もうひとつは体表異状の有無の観察である。体表面に刺し傷や縛り傷等があり自然死ではなく殺人などの事件が疑われる異状死体の場合には医師は24時間以内に警察に連絡しなければならぬ。

医師法20条と看取りの法律

医師法21条にはそう謳われている。その病院の若い医師は、「24時間以内に診ていないので死亡診断書を書けない」と私に霊安室往診を依頼してきたが、その理屈なら私と書けないはずである。医師であれば看取りの法律くらい知っているだろう、と誰でも思うだろう。しかし多くの医師が正しく理解していない。本例のように医師法20条と21条の混同に起因した警察通報と事情聴取や現場検証が日本中で行われている。救急医も警察もそして救急隊も、看取りの法律である医師法20条を正しく理解していない。医学教育や救急士教育や警察教育の中でも看取りの法律を詳しくは教えていない。「死」をタブー視してきた結果、本人や家族

救急車を呼ぶな(二)いんじ

拙書「平穏死・10の条件」のひとつに「救急車を呼ぶ意味をよく考えよう」を挙げた。看取り寸前の在宅患者さんの速くの長男が救急車を呼び、よくこう言う。「心臓マッサー」や人工呼吸はお断りだ。しかしできることはすべてやって欲しい。気持ちちは分からないでもないが意味不明だ。救急車を呼ぶという行為はもし息絶えそうであれば、心臓マッ

介護施設が、株式会社の本部からの指令で看取り搬送を指示されるケースが増えている。看取りトラブルを恐れているのだ。看取りを邪魔もの扱いし病院という場に余命いくばくもない人を管理者の判断で移すという行為は、国が謳う「地域での看取り」に完全に逆行している。以上のような経緯があり7月22日に「在宅・救急・警察の連携研究会(仮称)」を都内で発足する予定である。